

意見書案第 6 号

労働者の声を踏まえた「真の働き方改革」の実現を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月28日

福岡市議会

議長 川上晋平様

提出者 福岡市議会議員

とみなが 正博

倉元 達朗

田中 丈太郎

森 あや子

近藤 里美

熊谷 敦子

落石 俊則

労働者の声を踏まえた「真の働き方改革」の実現を求める意見書

政府は、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金等を柱とする、「働き方改革関連法案」を今国会に提出して、成立を目指すとしています。当初、この法案は、企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大及び高度プロフェッショナル制度の創設をセットにしたいわゆる「残業代ゼロ法案」と、時間外労働の上限を規制する法案を一本化したものとされてきました。

裁量労働制は、実際に働いた時間に関係なく、労使で定めた「みなし労働時間」で賃金を決める制度ですが、不適切な調査データが発覚したことにより、政府は謝罪する事態に陥り対象業務の拡大に関する部分の提出を断念しました。高度プロフェッショナル制度は、一部の専門職について労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とするものであり、裁量労働制以上に長時間労働を助長することが懸念されます。

さらに、「働き方改革関連法案」は、労働基準法、パートタイム労働法、労働契約法等、重要な8つもの法律を改正するものであり、それぞれの法律ごとに丁寧に審議すべきです。

痛ましい過労死等が重大な社会問題となっている我が国においては、全ての労働者がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、長時間・過密労働を規制する法整備こそが求められています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、労働者の声を踏まえた「真の働き方改革」を実現するため、次の事項について誠実に取り組まれるよう強く要請します。

- 1 「働き方改革関連法案」に高度プロフェッショナル制度を盛り込まないこと。
- 2 全ての労働者を対象に「勤務間インターバル制度」を導入すること。
- 3 それぞれ丁寧に審議すべき制度の変更を一括した法案で改正する手法をとらないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、
働き方改革担当大臣 宛て

議 長 名